

○岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

平成18年3月20日規則第182号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成18年条例第230号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(添付図面)

第2条 次条の規定による届出及び第8条第1項の規定による申請に必要な添付図面は、別表に掲げるものとする。

(届出)

第3条 条例第3条から第6条まで又は第9条第1項の規定により駐車施設を附置しようとする者は、駐車施設設置・変更届出書（様式第1号）に別表の（ア）の部に掲げる図面を添えて、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(駐車施設の附置を要しない建築物)

第4条 条例第3条の市長が特に必要がないと認めたものとは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、幼稚園、小学校及び中学校をいう。

(駐車施設の附置規模の義務限度)

第5条 条例第6条の規定による建築物の用途変更で、附置すべき駐車施設の規模の義務限度は、当該建築物の全てを特定用途に供している建築物として条例第3条又は第4条により算定した規模を超えないものとする。

(駐車施設の規模等)

第6条 条例第8条第1項及び第4項に規定する自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとは、自動車が円滑に回転し得る構造のものであって、50平方メートル以上の駐車施設にあっては、次に掲げる基準を満たすものをいう。

(1) 車路の有効幅員は、おおむね5.5メートル以上（一方通行の場合にあっては、おおむね3.5メートル以上）とすること。ただし、やむを得ない理由により有効な車路の幅員が設けられない場合は、警報装置等を設置し、自動車が支障なく出入りできるものとする。

(2) 自動車の出入口付近は、道路交通に支障を及ぼすおそれのない構造とし、当該道路を通行する者の存在を容易に確認できるようにすること。

(特殊の装置等)

第7条 条例第8条第3項に規定する特殊の装置を用いる駐車施設（以下この項において「特殊駐車施設」という。）で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めるものとは、次に掲げる基準を満たすものをいう。

(1) 駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認めたもの又はそれと同程度の能力を有するものであること。

(2) 特殊駐車施設のうち、少なくとも条例第8条第2項各号に定める数について、車椅子使用者に配慮された駐車施設を設けること。

(3) 特殊駐車施設への車路及び自動車の出入口付近について、前条各号に掲げる基準を満たすこと。

2 前項第2号の基準は、対象となる建築物又は当該建築物の敷地内に条例第8条第2項に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設を設ける場合は、適用しないものとする。

(特例に関する承認)

第8条 条例第9条第1項の規定による駐車施設の設置をしようとする者は、駐車施設設置・変更承認申請書(様式第2号)に別表に掲げる図面を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、駐車施設設置・変更承認(不承認)通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知する。

(廃止届出書の様式)

第9条 条例第10条の2の規定による届出は、駐車施設廃止届出書(様式第4号)によるものとする。

(身分証明書の様式)

第10条 条例第12条第2項に規定する身分証明書は、様式第5号とする。

(措置命令書の様式)

第11条 条例第13条第2項に規定する措置命令書は、様式第6号とする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第6号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第3条、第8条関係)

図面の種類		明示すべき事項
(ア) 駐車施設	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置並びに条例第9条第1項に規定する建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の通路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設内外の自動車の通路及び幅員
	建築物の姿図	正面図及び側面図
	断面図	縮尺、車路部分の高さ及び駐車部分の高さ
(イ) 条例第9条第1項に規定する建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途

備考 図面の縮尺

- 1 付近見取図 2,500分の1以上
- 2 建築物の姿図 300分の1以上
- 3 配置図 300分の1以上
- 4 各階平面図 300分の1以上